

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式



【表紙】

【提出書類】

変更報告書 No. 13

【根拠条文】

法第27条の25第1項に基づく報告書

【提出先】

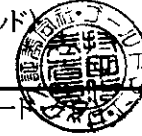
関東財務局長

ゴールドマン・サックス証券会社東京支店

(ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド)

【氏名又は名称】

社長 持田 昌典



【住所又は本店所在地】

英国領バージン・アイランド、トルトラ、ロード
ロマスコ・プレイス、ウィックハムズ・ケイ1、私書箱3140

【報告義務発生日】

平成18年5月10日

【提出日】

平成18年5月16日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

5名

【提出形態】

連名

第1 【発行会社に関する事項】

1 【発行会社】

発行会社の名称	イー・アクセス(株)
会社コード	9427
上場・店頭別の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	東京都港区虎ノ門2-10-1

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	eAccess Holdings L.L.C.
住所又は本店所在地	1209 Orange Street, Wilmington, DE 19801 U.S.A.
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成 13 年 1 月 18 日
代表者氏名	Katherine B. Enquist
代表者役職	ディレクター兼ヴァイス・プレジデント
事業内容	証券投資業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

(2)【保有目的】

証券投資

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)			
新株予約権証券 (株)	A	—	F 22,220
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K	L	M 22,220
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O	22,220	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P	22,220	

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年3月31日現在)	Q	1,422,605
上記提出者の 株券保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)		1.54
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)		1.59

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
該当なし				

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

第2【提出者に関する事項】

2【提出者(大量保有者) / 2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	Goldman Sachs (Japan) Ltd.
住所又は本店所在地	英国領 ハージン・アイランド、トルトラ、ロード・タウン、ロマスコ・フレイス、ウィックハムズ・ケイ1、私書箱3140
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和 63 年 10 月 3 日
代表者氏名	持田 昌典
代表者役職	社長
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

(2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	16,421		
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K 16,421	L	M
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O 16,421		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年3月31日現在)	Q 1,422,605
上記提出者の 株券保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)	1.15
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	1.02

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年3月20日	普通株	10	処分	(貸借)
2006年3月22日	普通株	396	取得	(貸借)
2006年3月23日	普通株	133	取得	(貸借)
2006年3月24日	普通株	500	取得	(貸借)
2006年4月11日	普通株	427	処分	(貸借)
2006年4月12日	普通株	12	処分	(貸借)
2006年4月14日	普通株	1,290	取得	(貸借)
2006年4月18日	普通株	8	処分	(貸借)
2006年4月19日	普通株	159	処分	(貸借)
2006年4月21日	普通株	56	処分	(貸借)
2006年4月26日	普通株	129	取得	(貸借)
2006年4月27日	普通株	871	取得	(貸借)
2006年4月28日	普通株	1	取得	
2006年5月8日	普通株	500	取得	(貸借)
2006年5月9日	普通株	129	処分	(貸借)

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券の消費貸借により 16,371株の借入

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (R) (千円)	5,233
借入金額計 (S) (千円)	0
その他金額計 (T) (千円)	0
上記 (T) の内訳	
取得資金合計 (千円) (R+S+T)	5,233

第2【提出者に関する事項】

3【提出者(大量保有者) / 3】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	Goldman Sachs International
住所又は本店所在地	Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB UK
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和 63 年 10 月 3 日
代表者氏名	Patrick J. Ward
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

(2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	140,504		
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C	5,000	H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K	145,504	L
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		M
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O	145,504	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P	5,000	

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年3月31日現在)	Q	1,422,605
上記提出者の 株券保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)		10.19
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)		9.32

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年3月14日	普通株	77	処分	
2006年3月14日	普通株	1,000	取得	(貸借)
2006年3月15日	新株予約権付社債券	2,132	処分	
2006年3月15日	普通株	663	取得	
2006年3月15日	普通株	2,954	処分	(貸借)
2006年3月16日	普通株	36	処分	
2006年3月16日	普通株	641	処分	(貸借)
2006年3月17日	普通株	142	取得	
2006年3月17日	普通株	2,654	取得	(貸借)
2006年3月20日	普通株	101	取得	
2006年3月20日	普通株	5,115	取得	(貸借)
2006年3月22日	普通株	195	処分	
2006年3月22日	普通株	4,104	取得	(貸借)
2006年3月23日	普通株	132	処分	
2006年3月23日	普通株	3,446	取得	(貸借)
2006年3月24日	普通株	23	取得	
2006年3月24日	普通株	3,586	取得	(貸借)
2006年3月27日	普通株	879	取得	(貸借)
2006年3月28日	普通株	225	取得	
2006年3月28日	普通株	2,762	取得	(貸借)
2006年3月29日	普通株	256	取得	
2006年3月30日	普通株	206	処分	
2006年3月30日	普通株	1,665	取得	(貸借)
2006年3月31日	普通株	326	処分	
2006年3月31日	普通株	3,038	取得	(貸借)
2006年4月3日	普通株	682	処分	
2006年4月3日	普通株	3,833	取得	(貸借)
2006年4月4日	新株予約権付社債券	2,131	処分	
2006年4月4日	普通株	824	取得	
2006年4月5日	普通株	142	取得	
2006年4月6日	普通株	47	取得	
2006年4月6日	普通株	4,262	取得	(貸借)
2006年4月7日	普通株	96	取得	
2006年4月7日	普通株	445	取得	(貸借)
2006年4月10日	普通株	82	処分	
2006年4月10日	普通株	4,512	取得	(貸借)
2006年4月11日	普通株	47	処分	
2006年4月11日	普通株	4,710	取得	(貸借)
2006年4月12日	普通株	114	処分	
2006年4月12日	普通株	126	取得	(貸借)
2006年4月13日	普通株	339	取得	
2006年4月13日	普通株	1,000	取得	(貸借)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年4月14日	普通株	312	処分	
2006年4月14日	普通株	1,290	取得	(貸借)
2006年4月17日	普通株	122	処分	
2006年4月17日	普通株	8	処分	(貸借)
2006年4月18日	普通株	178	取得	
2006年4月18日	普通株	27	処分	(貸借)
2006年4月19日	普通株	4	取得	
2006年4月19日	普通株	3,495	取得	(貸借)
2006年4月20日	普通株	111	処分	
2006年4月20日	普通株	474	取得	(貸借)
2006年4月21日	普通株	258	取得	
2006年4月21日	普通株	573	取得	(貸借)
2006年4月24日	普通株	39	取得	
2006年4月24日	普通株	118	取得	(貸借)
2006年4月25日	普通株	107	取得	
2006年4月25日	普通株	4,639	取得	(貸借)
2006年4月26日	新株予約権付社債券	1,023	処分	
2006年4月26日	普通株	373	取得	
2006年4月27日	普通株	273	処分	
2006年4月27日	普通株	2,823	取得	(貸借)
2006年4月28日	普通株	481	取得	
2006年4月28日	普通株	976	取得	(貸借)
2006年5月1日	普通株	151	処分	
2006年5月1日	普通株	1,113	処分	(貸借)
2006年5月2日	普通株	119	処分	
2006年5月8日	普通株	91	処分	
2006年5月8日	普通株	2,201	取得	(貸借)
2006年5月9日	普通株	323	処分	
2006年5月9日	普通株	2,342	処分	(貸借)
2006年5月10日	普通株	179	取得	
2006年5月10日	普通株	3,266	取得	(貸借)

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券の消費貸借により 139,958株の借入(ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー等からの借入)

第2【提出者に関する事項】

4【提出者(大量保有者) / 4】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	Goldman Sachs Asset Management, L.P.
住所又は本店所在地	32 Old Slip, New York, New York, 10005 U.S.A.
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成2年4月18日
代表者氏名	ピーター・クラウス / リック・シュワルツ (2名)
代表者役職	共同代表者
事業内容	投資信託委託業・投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

(2)【保有目的】

運用を目的とした証券投資信託による保有及び投資一任契約に基づく運用を目的とした保有

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)			25
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K	L	M 25
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O	25	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年3月31日現在)	Q	1,422,605
上記提出者の 株券保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)		0.00
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)		0.00

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
該当なし				

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

第2【提出者に関する事項】**5【提出者(大量保有者) / 5】****(1)【提出者の概要】****①【提出者(大量保有者)】**

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	Goldman Sachs & Co.
住所又は本店所在地	85 Broad Street, New York, New York 10004, U.S.A.
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	明治2年12月
代表者氏名	Robert J. Katz
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

(2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	75,088		
新株予約権証券 (株)	A	—	F 4,444
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K 75,088	L	M 4,444
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O 79,532		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P 4,444		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年3月31日現在)	Q 1,422,605
上記提出者の 株券保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)	5.57
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	5.22 5.20

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年3月14日	普通株	1,300	取得	(貸借)
2006年3月15日	普通株	2,061	処分	(貸借)
2006年3月17日	普通株	1,200	処分	(貸借)
2006年3月23日	普通株	400	取得	(貸借)
2006年3月24日	普通株	300	取得	(貸借)
2006年3月31日	普通株	20	処分	(貸借)
2006年4月3日	普通株	1	処分	
2006年4月6日	普通株	400	処分	(貸借)
2006年4月10日	普通株	2,830	取得	(貸借)
2006年4月11日	普通株	5,118	取得	(貸借)
2006年4月13日	普通株	1,000	取得	(貸借)
2006年4月18日	普通株	272	取得	(貸借)
2006年4月19日	普通株	2,228	取得	(貸借)
2006年4月20日	普通株	300	取得	(貸借)
2006年4月24日	普通株	594	取得	(貸借)
2006年4月26日	普通株	594	処分	(貸借)
2006年4月27日	普通株	300	取得	(貸借)
2006年4月28日	普通株	1	取得	
2006年4月28日	普通株	138	取得	(貸借)
2006年5月1日	普通株	328	取得	
2006年5月1日	普通株	726	処分	(貸借)
2006年5月2日	普通株	328	処分	
2006年5月8日	普通株	300	処分	(貸借)
2006年5月9日	普通株	75	処分	(貸借)
2006年5月10日	普通株	4,634	取得	(貸借)

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券の消費貸借により 75,063株の借入

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (R) (千円)	2,581
借入金額計 (S) (千円)	0
その他金額計 (T) (千円)	0
上記 (T) の内訳	
取得資金合計 (千円) (R+S+T)	2,581

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) eAccess Holdings L.L.C.
- (2) Goldman Sachs (Japan) Ltd.
- (3) Goldman Sachs International
- (4) Goldman Sachs Asset Management, L.P.
- (5) Goldman Sachs & Co.

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券（株）	232,013		25
新株予約権証券（株）	A	—	F 26,664
新株予約権付社債券（株）	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C 5,000		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計（株）	K 237,013	L	M 26,689
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数（総数） (K+L+M-N)	O 263,702		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P 31,664		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） (平成 18年3月31日現在)	Q 1,422,605
上記提出者の 株券保有割合（%） (O/(P+Q)×100)	18.13
直前の報告書に記載された 株券保有割合（%）	16.82

, 2003

To: Chief of Kanto Financial Bureau

Proxy: Goldman Sachs (Japan) Limited
Roppongi Hills Mori Tower,
6-10-1 Roppongi, Minato-ku
Tokyo

eAccess Holdings L.L.C. hereby appoints GOLDMAN SACHS (JAPAN) LIMITED as its proxy in Japan with full power of substitution:

1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "The rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the rule. ; and
3. To appoint a sub-proxy in Japan and delegate the power as described above.

For and on behalf of
eAccess Holdings L.L.C.



Name: John E. Bowman
Title: Vice President

eAccess Holdings L.L.C.
The Corporation Trust Company
Corporation Trust Center
1209 Orange Street, Wilmington, DE 19801
U.S.A.

(訳文)

2003年 月 日

関東財務局長 殿

代理人 : ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド
東京都港区六本木6丁目10番1号
六本木ヒルズ 森タワー

イーアクセス・ホールディングス L.L.C.は、ここにゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッドを、
下記にかかる一切の権限を有する代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第2章の3 「株券等の大量保有の状況に関する開示」 (以下「ルール」という。) に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. 報告書の複写をルールによって定められた関係者に送付すること。
3. 日本における副代理人を指定し、上記権限を委譲すること。

イーアクセス・ホールディングス L.L.C.

(署名)

ジョン E バウマン
ヴァイス・プレジデント

イーアクセス・ホールディングス L.L.C.
アメリカ合衆国 ウィルミントン DE19801
オレンジ・ストリート 1209
ザ・コーポレーション・トラスト・カンパニー
コーポレーショントラストセンター

15 November 2004

TO: Chief of Kanto Financial Bureau
Proxy: Goldman Sachs (Japan) Ltd.
Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower
10-1, Roppongi 6-Chome
Minato-ku, Tokyo 106-6147
Japan

Power of Attorney

We, Goldman Sachs International, of Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB, a company duly organized and existing under the laws of England and Wales hereby appoint Goldman Sachs (Japan) Ltd. as its proxy in Japan :

1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the rule; and

IN WITNESS WHEREOF, this Power of Attorney has been duly executed as a Deed on this 15th day of November 2004.

GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL

By: Richard J. Levy
Name: Richard J. Levy

Title: Managing Director

By: Oliver S. R. Buxton

Name: Oliver S. R. Buxton

Title: Assistant Secretary

(訳文)

委任状

ゴールドマン・サックス・インターナショナル

ロンドン市 EC4A 2BB、フリート・ストリート133、ピーターボロ・コートに所在する我々ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、ここにゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッドに関し我々の適法な代理人に選任する。

1. 証券取引法第2章の3「株券等の大量保有の状況に関する開示」(以下「ルール」という。)に基づき必要な各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. 報告書の複写をルールによって定められた関係者に送付すること。

我々は、当該代理人により、前記に関連して調印されたすべての書類をここに承認する。

上記を証するために、本委任状は2004年11月に証書として正当に作成された。

ゴールドマン・サックス・インターナショナル

(署名)
マネージング・ディレクター

(署名)
アシスタント・セクレタリー

[2004]

TO: Chief of Kanto Financial Bureau

Proxy: Goldman Sachs (Japan) Ltd.

Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower
10-1, Roppongi 6-Chome
Minato-ku, Tokyo 106-6147
Japan

Power of Attorney

Goldman Sachs Asset Management, L.P. hereby appoints Goldman Sachs (Japan) Ltd. as its proxy in Japan with full power of substitution:

1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the rule; and
3. To appoint a sub-proxy in Japan and delegate the power as described above.

For and on behalf of
Goldman Sachs Asset Management, L.P.

By: 

Name: Ellen Porges

Title: Managing Director

Address: Goldman Sachs & Co.
1 New York Plaza, 37th Floor
New York, New York 10004

(訳文)

2004年 月 日

関東財務局長 殿

代理人： ゴールドマン・サックス証券会社東京支店
(ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド)

代理人住所： 東京都港区六本木6丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー

委任状

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントL.P.は、ここにゴールドマン・サックス証券会社東京支店を、下記にかかる一切の権限を有する代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」及び関係法令（以下「ルール」と総称する）に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. ルールによって定められた報告書の複写を関係者に送付すること。
3. 上記に付帯関連し前記代理人が必要と思料するその他の行為、手続きを行うこと。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントL.P.

(署名)

エレン・ポージス
マネージング・ディレクター

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー
アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10004
ニュー YORK市 ニューヨークプラザ 1 37 階

October 25, 2004

To: Chief of Kanto Financial Bureau

Proxy: Goldman Sachs (Japan) Ltd.

Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower
10-1, Roppongi 6-Chome
Minato-ku, Tokyo 106-6147
Japan

Power of Attorney

Goldman Sachs & Co. hereby appoints Goldman Sachs (Japan) Ltd. as its proxy in Japan with full power of substitution:

1. To prepare and file the reports required under Japanese Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the Rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the Rule; and
3. To appoint a sub-proxy in Japan and delegate the power as described above.

For and on behalf of
Goldman Sachs & Co.,

By: 

Name: Roger S. Begelman

Title: Chief Compliance Officer

Address: 30 Hudson Street, 27th Floor
Jersey City, NJ 07302
United States of America

(訳文)

2004年10月

関東財務局長 殿

代理人 : ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド
東京都港区六本木6丁目10番1号
六本木ヒルズ 森タワー

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーは、ここにゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッドを、下記にかかる一切の権限を有する代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第2章の3「株券等の大量保有の状況に関する開示」(以下「ルール」という。)に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. 報告書の複写をルールによって定められた関係者に送付すること。
3. 日本における副代理人を指定し、上記権限を委譲すること。

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー

(署名)

ロジャー・エス・ビーゲルマン
チーフ・コンプライアンス・オフィサー

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー
アメリカ合衆国 ニュージャージー州 07302
ジャージーシティ、ハドソンストリート 30 27 階